

質 問 書

公益財団法人岡山市ふれあい公社 事業推進課 宛

FAX 086-274-5100

メールアドレス j_suishinshitsu@mx.okayama-fureai.or.jp

(質問者)

住所又は所在地

商号又は名称

(担当者)

氏 名

電 話

F A X

質問項目	
質問内容	

※ 質問がある場合は、本質問書を令和8年7月27日（月）午後1時までに、公益財団法人岡山市ふれあい公社 事業推進課まで持参、ファクシミリ又はメールで提出してください。

なお、ファクシミリは送信後、電話にて事業推進課に到着を確認してください。

※ 質問項目については「基本仕様書 P 番号 の〇〇〇〇について」等、具体的に記入してください。

※ 回答は、令和8年7月29日（水）午後5時までに公益財団法人岡山市ふれあい公社のホームページに掲載することにより回答します。

※ 質問者名は公表しません。

見 積 書

令和 年 月 日

(あて先)
公益財団法人 岡山市ふれあい公社
理事長 那 須 正 己 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

岡山ふれあいセンター他2館清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等熟知承諾の上、次のとおり提出します。

【岡山ふれあいセンター】

自動販売機 番号	設置 事業者数	自動販売機納付金料率				
1	1 者			.		%
2	1 者			.		%

【南ふれあいセンター】

自動販売機 番号	設置 事業者数	自動販売機納付金料率				
1	1 者			.		%

【ウェルポートなださき】

自動販売機 番号	設置 事業者数	自動販売機納付金料率				
1	1 者			.		%
2	1 者			.		%
3	1 者			.		%

【注意事項】

- ・公益財団法人岡山市ふれあい公社の使用印鑑届に押印した印鑑を使用すること。
- ・自動販売機番号ごとに、自動販売機納付金料率を記載すること。
- ・自動販売機の電気代相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。
- ・自動販売機納付金料率は、算用数字を用い、小数第一位まで記載すること。
- ・自動販売機納付金料率は、各自動販売機の売上額に対して、公益財団法人岡山市ふれあい公社へ納付する販売手数料率を記載すること。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

記載例

見 積 書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人 岡山市ふれあい公社
理事長 那 須 正 己 様

住所又は所在地 岡山市北区大供一丁目〇〇-〇〇

商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇

代表者職氏名 〇〇〇 〇〇 〇〇

公益財団法人岡山市ふれあい公社の使用印鑑届又は委任状(兼使用印鑑届)に押印した印鑑を使用すること。

印

岡山ふれあいセンター他2館清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係書類(図面等)並びに設置箇所等熟知承諾の上、次のとおり提出します。

【岡山ふれあいセンター】

自動販売機 番号	設置 事業者数	自動販売機納付金料率				
1	1 者	〇	〇	.	〇	%
2	1 者					

見積りに参加しない自動販売機の番号の欄には斜線を記入して下さい。

【南ふれあいセンター】

自動販売機 番号	設置 事業者数	自動販売機納付金料率				
1	1 者	〇	〇	.	〇	%
2	1 者					

【ウェルポートなださき】

自動販売機 番号	設置 事業者数	自動販売機納付金料率				
1	1 者	〇	〇	.	〇	%
2	1 者	〇	〇	.	〇	%
3	1 者					

【注意事項】

- ・公益財団法人岡山市ふれあい公社の使用印鑑届に押印した印鑑を使用すること。
- ・自動販売機番号ごとに、自動販売機納付金料率を記載すること。
- ・自動販売機の電気代相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。
- ・自動販売機納付金料率は、算用数字を用い、小数第一位まで記載すること。
- ・自動販売機納付金料率は、各自動販売機の売上額に対して、公益財団法人岡山市ふれあい公社へ納付する販売手数料率を記載すること。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

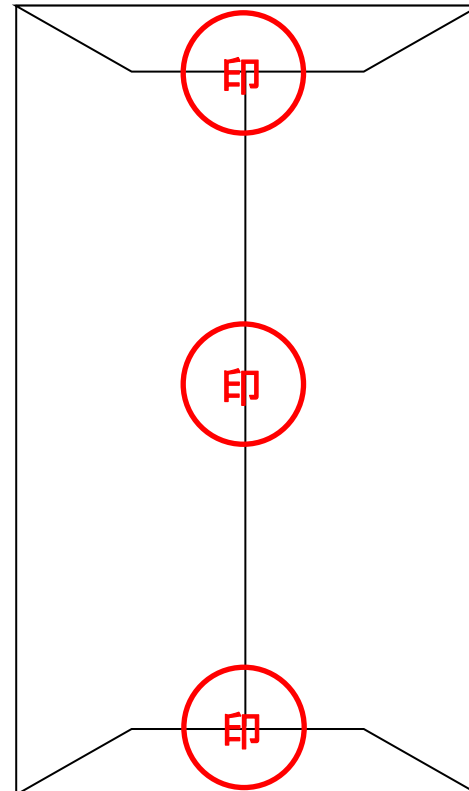
封筒記載例（見積書の郵送）

※書留又は簡易書留郵便に限る。

中封筒（表）

①参加者名
②所在地
③連絡先電話番号
④担当者名
⑤件名 岡山ふれあいセンター他
2館清涼飲料水等自動販売
機設置事業者募集
⑥施設名及び自動販売機番号
⑦開札日 令和8年8月7日
見積書在中

中封筒（裏）



外封筒（表）

702-8002

岡山市中区桑野七二五番地二

（公財）岡山市ふれあい公社

事業推進課 行

開札日 令和八年八月七日
見積書在中
件名 岡山ふれあいセンター他2館清涼飲料水等
自動販売機設置事業者募集

必ず朱書きしてください。

※封印に使用する印鑑は、公益財団法人岡山市ふれあい公社の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。

※裏側又は表側左下部に参加者名を記載してください。

見 積 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先)
公益財団法人 岡山市ふれあい公社
理事長 那 須 正 己 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和8年8月7日開札の岡山ふれあいセンター他2館清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集において、都合により下記物件の見積りを辞退します。

【施設名： 】

自動販売機番号	自動販売機番号	自動販売機番号

(注意)

- ・一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。
- ・使用する印鑑は、公益財団法人岡山市ふれあい公社の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。
記名押印のないもの並びに他の印鑑を使用した場合は辞退の扱いになりませんのでご注意ください。
- ・黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- ・辞退する公募施設ごとに提出してください。

見 積 辞 退 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
公益財団法人 岡山市ふれあい公社
理事長 那 須 正 己 様

住所又は所在地 岡山市北区大供一丁目〇〇ー〇〇

商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇

代表者職氏名 〇〇〇 〇〇 〇〇

公益財団法人岡山市ふれあい公社の使用印鑑届又は委任状(兼使用印鑑届)に押印した印鑑を使用すること。

印

令和8年8月7日開札の岡山ふれあいセンター清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集において、都合により下記物件の見積りを辞退します。

【施設名： 〇〇ふれあいセンター】

自動販売機番号	自動販売機番号	自動販売機番号
〇	〇	〇
〇	〇	〇

対象の施設名を記載してから、該当の自動販売機番号を記入すること。

辞退する自動販売機番号(対象自動販売機一覧表及び物件別仕様書 参照)を記入すること。

(注意)

- ・一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。
- ・使用する印鑑は、公益財団法人岡山市ふれあい公社の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。記名押印のないもの並びに他の印鑑を使用した場合は辞退の扱いになりませんのでご注意ください。
- ・黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- ・辞退する公募施設ごとに提出してください。

使用印鑑届

令和 年 月 日

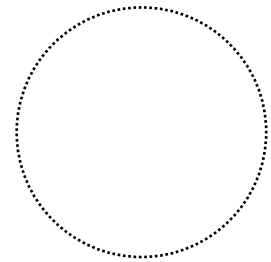
公益財団法人岡山市ふれあい公社 理事長 様

〒□□□□ - □□□□□□

本社所在地

商号又は名称

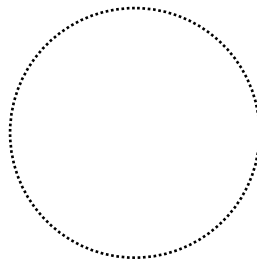
代表者職氏名



実 印

下記の印鑑を見積りへの参加並びに契約の締結ほかのために使用します。

記



使用印※

※使用印は、代表者役職印又は個人印であること。(会社印は不可)

委任状（兼使用印鑑届）

令和 年 月 日

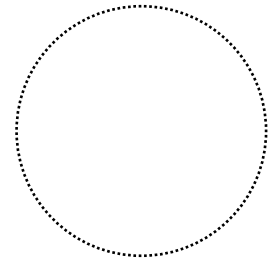
公益財団法人岡山市ふれあい公社 理事長 様

本 社 所 在 地

〒□□□□ - □□□□□□

商号又は名称

代表者職氏名



実 印

公益財団法人岡山市ふれあい公社との 自動販売機設置事業 に関する契約等に係る権限を、次回変更届が受付されるまで、次のとおり委任します。

また、下記の受任者印を当該見積りへの参加、契約の締結のために使用します。

記

〒□□□□ - □□□□□□

1 委 任 先 所 在 地 _____

2 委 任 先 名 称 _____

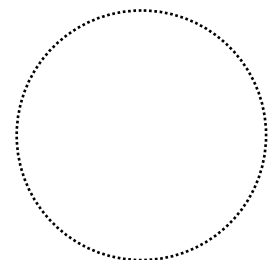
3 受 任 者 職 氏 名 _____

4 委 任 先 電 話 番 号 _____

5 委 任 先 FAX 番 号 _____

6 委 任 事 項

- ①自動販売機設置事業者の公募に参加する権限
- ②自動販売機設置事業者の公募参加に係る副代理人を選任する権限
- ③使用料、納付金等の支払をする権限
- ④その他自動販売機設置に係る契約締結及び履行に関する一切の権限



受任者印※
(使用印)

※受任者印（使用印）は、代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

使用印鑑届

令和 年 月 日

公益財団法人岡山市ふれあい公社 理事長 様

〒 □ □ □ - □ □ □ □

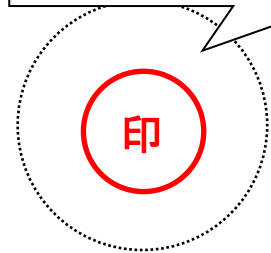
本社所在地 岡山市北区大供一丁目〇〇-〇〇

商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇

代表者職氏名 〇〇〇 〇〇 〇〇

岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格登録者名簿に登録されている
称号又は公社契約時の名称、所在地、代表者職・氏名を記入してください。

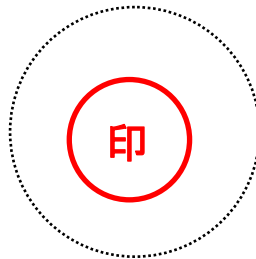
岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格登録者名簿に登録されている
または、公社契約時代表者役職印を押印してください。



実印

下記の印鑑を見積りへの参加並びに契約の締結ほかのために使用します。

記



使用印※

※使用印は、代表者役職印又は個人印であること。(会社印は不可)

自動販売機設置管理協定書(見本)

公益財団法人岡山市ふれあい公社（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、乙が設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理
に関し、次のとおり協定を締結する。

（設置場所及び台数）

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置場所：〇〇ふれあいセンター 〇〇〇〇〇

設置台数：1台

（協定期間）

第2条 自販機の設置期間は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、自販機設置の必要性を勘案し、甲が適当と判断した場合には、令和13年3月31日まで
延長できるものとする。

2 本協定の期間は、前項に規定する自販機の設置期間とする。

（（電気・水道）使用料）

第3条 乙は、自販機の運転による（電気・水道）使用量を計測するための子メーターを乙の負
担により設置するものとする。

2 乙が負担する（電気・水道）使用料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測し
た（電気・水道）使用量に基づき、甲が計算した額とする。

3 乙は、前項の規定による（電気・水道）使用料を、甲が発行する請求書により、甲の指定す
る期日までに納めなければならない。

（自販機納付金）

第4条 自販機納付金は各自販機の売上実績額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に、納
付金料率 . %を乗じて得た額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自販機に係る各月の売上本数、売上実績額及び納付金額を、当該月の翌月15日ま
でに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、納付金を甲が指定する期日までに納めなければならない。

（設置費用等）

第5条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙
の負担とする。

（販売品目の構成等）

第6条 自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

・清涼飲料水等

- (1) 販売品目については、(ビン類を除く缶、ペットボトル、紙パック)とし、多品種、多品目で一般市場において認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とするよう努めること。
- (2) 販売開始後に甲から(1)の品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応すること。
- (3) 夏季は冷して提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。
- (4) 酒類(いわゆるノンアルコール飲料を含む。)の販売は行わないこと。

・アイスクリーム

- (1) 販売品目については、アイスクリーム(氷菓)(容器は、棒状、箱入り、カップ)とし、多品種、多品目で一般市場において認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とするよう努めること(容器については、単一でも複合でも可)
- (2) 販売開始後に甲から(1)の品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応すること。

(販売価格)

第7条 販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して甲が適当と認めた価格とすること。

(維持管理責任等)

第8条 商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

- 2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。
- 3 乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、当該委託契約書又は協定書等の写しを甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、及びリサイクルしなければならない。
- 5 乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。
- 6 乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認した上で安全に設置しなければならない。
- 7 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

(自販機設置の中止)

第9条 乙は、自販機の設置を中止するときは、3ヶ月前までに書面により甲に申し出て、承認を得るものとする。

(協力関係)

第10条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(賠償責任)

第11条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において一切解決するものとする。

ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(自販機の盗難及び破損)

第12条 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自販機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

2 乙は、自販機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。

3 甲は、自販機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

4 第2項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

(自販機の交換)

第13条 乙が、自販機の交換（リプレイス）を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

(協定解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとする。

(1) 本協定の条項に違反したとき。

(2) 事業の存続が困難であると認められたとき。

(3) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(4) 第3条及び第4条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を3ヶ月以上経過してしてもなお履行しないとき。

2 前項により協定が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

3 乙は前項の規定により協定が解除された場合には、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

4 乙は、自販機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

(原状回復)

第15条 乙は、協定期間が満了した場合は、速やかに自己の責任において原状回復を行う。ただし、甲が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

(疑義の解釈等)

第16条 この協定書の定めに疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市中区桑野715番地2
公益財団法人岡山市ふれあい公社
理事長 那 須 正 己 ⑩
登録番号 T9260005000218

乙 住所

氏名 ⑩
登録番号 T